

平成29年

大東四條畷消防組合議会第1回臨時会会議録

平成29年7月13日 開会

平成29年7月13日 閉会

大東四條畷消防組合議会

目 次

第1日（平成29年7月13日）（木）

○議事日程	1
○出席議員	1
○説明者氏名	1
○職務のために出席した者	2
○本会議の会議事件	2
○開会	2
○日程第1 議席の指定について	3
○日程第2 会議録署名議員の指名について	3
○日程第3 会期決定について	3
○日程第4 議会議案第1号上程	3
○日程第5 議長の選挙について	5
○日程第6 議席の変更及び指定について	6
○日程第7 議会議案第2号上程	7
○日程第8 副議長の選挙について	8
○日程第9 報告第3号上程	9
理事者説明	9
質疑	9
○日程第10 報告第4号上程	10
理事者説明	10
質疑	10
採決	10
○日程第11 報告第5号上程	10
理事者説明	11
質疑	11
採決	11
○日程第12 議案第4号上程	11
理事者説明	11
採決	12
○日程第13 議案第5号上程	12
理事者説明	12
質疑	13
採決	13
○日程第14 議案第6号上程	13
理事者説明	13

	質疑	1 4
	採決	1 4
○日程第 15	議案第 7 号上程	1 4
	理事者説明	1 4
	質疑	1 4
	討論	1 5
	採決	1 6
○閉会		1 6

平成 29 年 大東四條畷消防組合議会第 1 回臨時会（第 1 日）

平成 29 年 7 月 13 日（木）

○ 議 事 日 程

第 1			議席の指定について
第 2			会議録署名議員の指名について
第 3			会期決定について
第 4	議会議案	第 1 号	議長の辞職許可について
第 5	選挙	第 1 号	議長の選挙について
第 6			議席の変更及び指定について
第 7	議会議案	第 2 号	副議長の辞職許可について
第 8	選挙	第 2 号	副議長の選挙について
第 9	報告	第 3 号	交通事故に係る専決処分の報告について
第 1 0	報告	第 4 号	大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分について
第 1 1	報告	第 5 号	大東四條畷消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分について
第 1 2	議案	第 4 号	大東四條畷消防組合監査委員の選任について
第 1 3	議案	第 5 号	財産の取得について
第 1 4	議案	第 6 号	大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 5	議案	第 7 号	大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○ 本日の会議に付した事件 日程第 1 から第 1 5 まで

○議員定数 9 名 出席議員 9 名

1 番 小南 市雄	4 番 澤田 貞良	7 番 瓜生 照代
2 番 天野 一之	5 番 大矢 克巳	8 番 渡辺 裕
3 番 水落 康一郎	6 番 吉田 裕彦	9 番 大東 真司

○説明者

管理者	東坂 浩一	大東消防署長	瀧田 昭彦
副管理者	東 修平	四條畷消防署長	新堂 裕治
会計管理者	山鬼 太	次長兼総務課長	西岡 栄治
消防長	奥村 義実	警防課長	河野 哲輝
消防次長	牧野 功	予防課長	横田 博

○職務のために出席した者

総務課長補佐 堤 悟士

警防課長補佐 村上 晃三

○事務局

大東消防署消防課長補佐 田形 耕一 総務課上席主査 古川 智広 総務課 野村 達也

○本会議の会議事件

- ・交通事故に係る専決処分の報告について
- ・大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分について
- ・大東四條畷消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分について
- ・大東四條畷消防組合監査委員の選任について
- ・財産の取得について
- ・大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- ・大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

【開会 午後 13 時 40 分】

(渡辺議長) これより、平成 29 年大東四條畷消防組合議会第 1 回臨時会を開会いたします。
開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第 1 回臨時会を招集されましたところ、議員各位には時節柄何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられますとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

次に、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(渡辺議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、平成 29 年大東四條畷消防組合議会第 1 回臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日もご提案申し上げます議案は、専決処分の報告 3 件、人事案件 1 件、財産の取得に伴う承認 1 件、条例の一部改正 2 件の計 7 件でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い致します。

(渡辺議長)

本日は、全員の出席をいただいております。議会は成立いたします。この際、申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおり定めておりますので、これによりご了承いただきたいと思います。

(渡辺議長) 次に、事務局より諸般の報告をお願いします。

(田形補佐) ご報告をさせていただきます。

四條畷市議会より選出されておりました曾田議員、島議員が当組合議員の職を辞職されたことに伴い、四條畷市議会において当組合議会議員の選出選挙が行われましたところ、大矢議員、吉田議員が新たに選出されておられますのでご報告いたします。以上でございます。

【日程第1】議席の指定について

(渡辺議長) これより、議事に入ります。

日程第1 議席指定の件を議題といたします。

議席指定は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席につきましては、ただいまご着席のとおりとさせていただきます、私、渡辺は9番といたします。

【日程第2】会議録署名議員の指名について

(渡辺議長) 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において議席番号 4番 水落議員、6番 大矢議員を指名いたします。

【日程第3】会期決定について

(渡辺議長) 次に、日程第3「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【休憩 13時43分】

〔9番・渡辺議員退席〕

【再開 13時44分】

【日程第4】議長の辞職許可について

(水落副議長) 議長を交代いたしました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(水落副議長) お諮りいたします。ただいま渡辺議長より議長辞職願が提出されましたので、この際「議長の辞職許可について」の件を日程に追加し、議題とし、先議いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よってこの際「議長の辞職許可について」の件を日程に追加し、議題とし、先議することに決定いたしました。

なお、日程番号については、本件を日程第4といたします。

それでは、日程第4、議会議案第1号「議長の辞職許可について」の件を議題といたします。事務局より辞職願を朗読いたします。

(田形補佐) (朗読)

辞 職 願

私はこの度一身上の都合により消防組合議会議長の職を辞したいので許可下さるようお願いいたします。

平成29年7月13日

大東四條畷消防組合議会議員 渡辺 裕

大東四條畷消防組合議会副議長 水落 康一郎 様

以上です。

(水落副議長) お諮りいたします。渡辺議長の議長辞職を許可することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって渡辺議長の議長辞職は許可されました。

〔9番・渡辺議員復席〕

ただいま議長を辞職されました渡辺議員よりご挨拶をいただきます。

(渡辺議員)

議長の辞職に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げたいと思っております。昨年7月、皆様のご推挙により議長という大役を仰せつかり、微力ではありましたが、議長の職責を果たすべく1年間邁進してまいりました。

本日こうして議長の職を辞する日を迎えられましたのも、議員の皆様、また管理者をはじめ理事者の皆様のご協力のおかげと感謝を申し上げます。今後とも、組合議員として頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

(水落副議長) ありがとうございました。ただいま議長を辞職されました渡辺議員に対し、議会を代表いたしまして一言お礼を申し上げます。

渡辺議員は、議長としてその職務に精励され、消防行政の推進のため大きく貢献されました。ここに深甚なる敬意を表しますとともに、今後とも健康にご留意され、市民の安心・安全の向上のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げまして、お礼の言葉といたします。どうもありがとうございました。

お諮りいたします。ただいま渡辺議員の議長辞職に伴い議長に欠員が生じたので、この際、地方自治法第103条第1項の規定により、議長選挙の件を日程に追加し、議題とし、先議いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よってこの際、「議長の選挙について」の件を日程に追加し、議題とし、先議することに決定いたしました。

なお、日程番号については、本件を日程第5といたします。

【日程第5 議長の選挙について】

(水落副議長) 日程第5 選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、投票によりたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

(水落副議長) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票によることに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

(水落副議長) ただいまの出席議員は9名です。投票用紙を配布します。

〔投票用紙配布〕

(水落副議長) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

(水落副議長) 配布漏れなしと認めます。

〔投票箱設置〕

(水落副議長) 投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

(水落副議長) 投票箱異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局が氏名を読み上げますので、点呼により順番に投票願います。投票順は議席番号順とし、私、水落を最終とします。

点呼を命じます。

(田形補佐) それでは、議席番号順で点呼をとらせていただきます。

1番 大束議員、2番 小南議員、3番 天野議員、5番 澤田議員、6番 大矢議員、7番 吉田議員、8番 瓜生議員、9番 渡辺議員、4番 水落議員 以上でございます。

〔投票終了〕

(水落副議長) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

(水落副議長) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開場〕

(水落副議長) 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、5番澤田議員、7番吉田議員を指名いたします。両議員の立会いを願います。

[開票]

(水落副議長)

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票9票、

無効投票0票

有効投票中、大東議員9票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、大東議員が議長に当選されました。

ただ今、議長に当選された大東議員が議長におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知します。

この際、大東議員にごあいさつを受けることといたします。

(大東議長) ただ今、皆様方のご推挙を賜り議長に当選いたしましたことは、身に余る光栄でございます。この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。

今後、議会運営につきましては、大東市、四條畷市の消防行政の推進に懸命の努力を傾注し、この大役を果たしたく存じますので、議員各位並びに管理者はじめ理事者の皆様方におかれましては、どうか温かいご支援、ご協力をお願い申し上げます。

簡単措辞ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(水落副議長) 以上で私の職務は終わりとさせて頂き、議長の職を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

それではここで、暫時休憩いたします。

【休憩 13 時 56 分】

[4番・水落議員復席]

【再開 13 時 57 分】

【日程第6】議席の変更及び指定について

(大東議長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。「議席の変更及び指定について」の件を日程に追加し、議題とし、先議いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。よって、この際「議席の変更及び指定について」の件を日程に追加し、議題とし、先議することに決定いたしました。

なお、日程番号については、本件を日程第6といたします。

それでは、日程第6 議席の変更及び指定の件を議題といたします。議席の変更及び指定は、会

議規則第3条の規定により行います。変更後の議席と氏名を事務局より朗読させます。

(田形補佐) 1番 小南議員、2番 天野議員、3番 水落議員、4番 澤田議員、5番 大矢議員、6番 吉田議員、7番 瓜生議員、8番 渡辺議員、9番 大東議員。以上でございます。

(大東議長) お諮りいたします。ただいま、事務局が朗読したとおり、議席を変更することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって議席につきましては、ただいま朗読のとおりとさせていただきます。

暫時休憩いたします。

【休憩 13 時 59 分】

〔3番・水落議員退席〕

【再開 14 時 00 分】

【日程第7】副議長の辞職許可について

(大東議長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま水落副議長より副議長辞職願が提出されましたので、この際、副議長の辞職許可についての件を日程に追加し、議題とし、先議いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よってこの際、「副議長の辞職許可について」の件を日程に追加し、議題とし、先議することに決定いたしました。

なお、日程番号については、本件を日程第7といたします。

それでは、日程第7、議会議案第2号「副議長の辞職許可について」の件を議題といたします。事務局より辞職願を朗読いたします。

(田形補佐) (朗読)

辞 職 願

私はこの度一身上の都合により消防組合議会副議長の職を辞したいので許可下さるようお願いいたします。

平成29年7月13日

大東四條畷消防組合議会議員 水落 康一郎

大東四條畷消防組合議会議長 大東 真司 様

以上です。

(大東議長) お諮りいたします。水落副議長の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって水落副議長の副議長辞職は許可されました。

〔3番・水落議員復席〕

ただいま副議長を辞職されました水落議員よりご挨拶をいただきます。

(水落副議長)

副議長を退任するに当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

この1年間、議員皆様のご協力を頂戴いたしまして、無事、議長のもとに副議長を務めさせていただくことができました。これもひとえに議員各位の皆様方のご協力のたまものと、そして厚くお礼を申し上げたいと思います。

また、管理者をはじめ理事者の皆さま方にも大変ご協力を頂戴いたしましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

微力ではございますが、今後とも一生懸命頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(大束議長) ただいま副議長を辞職されました水落議員に対し、議会を代表いたしまして一言お礼を申し上げます。

水落議員は、議長のおよき補佐役として職務に精励され、議会運営にご尽力いただきました。ここに深甚なる敬意を表しますとともに、今後とも消防組合の伸展のためご尽力を賜りますようお願い申し上げます。お礼の言葉といたします。どうもありがとうございました。

お諮りいたします。ただいま水落議員の副議長辞職に伴って副議長に欠員が生じたので、この際、地方自治法第103条第1項の規定により副議長選挙についての件を日程に追加し、議題とし、先議いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって副議長選挙についての件を日程に追加し、議題とし、先議することに決定いたしました。

なお、日程番号については、本件を日程第8といたします。

【日程第8 副議長選挙について】

(大束議長) それでは、日程第8、選挙第2号 副議長選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に瓜生議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました瓜生議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました瓜生議員が副議長に当選いたしました。当選いたしました瓜生議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知します。

この際、瓜生議員にご挨拶を受けることにいたします。

(瓜生副議長) ただ今、皆様方のご推挙を賜りまして副議長に就任いたしました瓜生でございます。皆様方には心より厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

今後は、皆様方のご指導をいただきながら、しっかりと議長の補佐をしていければと思っております。至りませんけれども、どうか皆様方のあたたかいご支持・ご支援、またご指導・ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【日程第9 交通事故に係る専決処分について】

(大東議長) 次に、日程第9 報告第3号「交通事故に係る専決処分の報告」の件を議題といたします。理事者の説明を求めます。

(新堂署長) 議長

(大東議長) 新堂署長

(新堂署長) 報告第3号 交通事故に係る専決処分の報告について、概要をご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

平成29年3月10日、消火栓点検を実施中、大東市津の辺町3番内の店舗敷地内において、本組合の車両を後進させた際に相手方所有である建物底部分に接触し、損傷させたので、これに対する損害を賠償したものでございます。

交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により平成29年5月19日に専決し、31万3,200円の損害賠償を支払ったもので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

公用車の運行につきましては、日々の業務の中で職員への注意喚起を行っているところでございますが、今回の事態を厳粛に受け止め、再びこのような事故を起こすことのないよう、安全運転の励行と再発防止の徹底に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

(大東議長) これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、これをもって終結いたします。

**【日程第10 大東四條畷消防組合職員の
育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分について】**

(大東議長) 次に、日程第10 報告第4号「大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分」について、理事者の説明を求めます。

(牧野消防次長) 議長

(大東議長) 牧野消防次長

(牧野消防次長) 報告第4号「大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」に係る専決処分につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の2ページから5ページと、別途お手元に配布しております議案説明資料1ページの概要及び8ページから15ページの新旧対照表をご覧ください。

本案は、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたこと等に伴い、早急に改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により組合議会へ報告し、ご承認をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加えるものでございます。

施行日につきましては、平成29年4月1日からとしております。

以上が、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の主な内容でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(大東議長) これより、本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、報告第4号は原案のとおり承認されました。

**【日程第11 大東四條畷消防組合職員の
配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分について】**

(大東議長) 続きまして、日程第11 報告第5号「大東四條畷消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分」について、理事者の説明を求めます。

(牧野消防次長) 議長

(大東議長) 牧野消防次長

(牧野消防次長) 報告第5号「大東四條畷消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例」に係る専決処分につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の6ページ及び7ページと、別途お手元に配布しております議案説明資料2ページの概要及び16ページの新旧対照表をご覧ください。

本案は、「国家公務員の配偶者同行休業に関する法律」が委任する人事院規則が改正されたことに伴い、配偶者同行休業の期間の延長につきまして、早急に改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により組合議会へ報告し、ご承認をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、これまで配偶者同行休業の期間の延長は、条例で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものと規定されておりましたが、このたび、一回目の延長期間満了後、外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、その引き続くことが一回目の延長請求時には確定していなかった場合を、条例で定める特別の事情とする改正を行うものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上が、職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の主な内容でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(大東議長) これより、本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、報告第5号は原案のとおり承認されました。

【日程第12 監査委員の選任について】

(大東議長) 次に、日程第12 議案第4号「大東四條畷消防組合監査委員の選任について」の件を議題といたします。

澤田議員には、地方自治法第117条の規定により、ご退場のほどお願いいたします。

〔4番・澤田議員退場〕

理事者に説明を求めます。

(東坂管理者) 議長

(議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 議案第4号 大東四條曙消防組合監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、種々検討した結果、澤田議員が最も適任と思料されますので、地方自治法第196条第1項の規定により、その選任につきまして議会に同意を求めるものでございます。

以上でございます。何卒、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

(大東議長) これより、本件に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。

よって議案第4号は原案のとおり同意することに決しました。

退場願っております 議員の入場をお願いいたします。

[4番・澤田議員入場]

(大東議長) 澤田議員に申し上げます。

本件について、ただいまの審議の結果、原案に同意することに決しました。

これより澤田議員に、ご挨拶を受けることといたします。

(澤田議員)

ただいま議員各位のご同意を賜り、議会選出の監査委員に選任いただきましたことは、この上なく光栄に存ずるところであり、その責任の重大さを痛感いたしております。

この上は、皆様方のご指導と私の議会経験などを十分に生かしながら、広域化後4年目を迎えた消防組合の予算の執行・決算等々につきまして、しっかりと監査していくことで、適正かつ公正な職務の遂行に努め、消防組合の行財政の適正化に努力してまいり所存であり、市民の皆様方に安心安全を感じていただけるようにと考えておるところでございます。

どうか、組合議員各位並びに理事者各位のなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。ご挨拶といたします。ありがとうございました。

【日程第13 財産の取得について】

(大東議長) 次に、日程第13 議案第5号「財産の取得」について、理事者の説明を求めます。

(河野課長) 議長

(議長) 河野課長

(河野課長) 議案第5号 財産の取得について、ご説明を申し上げます。議案書の9ページをご覧下さい。

本件は、消防車両整備計画に基づく、CD-1型消防ポンプ自動車の購入によるものであり、購入予定価格が2,000万円以上でございますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得るためご提案申し上げます。契約の方法としまして、9社による指名競争入札を実施いたしました結果、株式会社モリタ関西支店が3千574万8千円で落札したものでございます。

購入物品、企業の経営規模、入札結果等の概要につきましては、お手元に別途配付しております議案説明資料3ページ及び4ページのとおりでございます。

物品購入契約は、現在仮契約中ございまして、本議会の議決を賜りました後、本契約を締結し、購入の予定でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(大東議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

【日程第14 議案第6号 大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について】

(議長) 次に、日程第14 議案第6号「大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」について、理事者の説明を求めます。

(西岡次長) 議長

(議長) 西岡次長

(西岡次長) 議案第6号「大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(案)」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の10ページから13ページと、別途お手元に配布しております議案説明資料5ページの概要及び17ページから20ページの新旧対照表をご覧ください。

本案は、「国家公務員退職手当法」が改正されたことに伴い、「大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例」の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、拡充された失業等給付の内容を追加するものでございます。

施行日につきましては、公布の日及び平成30年1月1日からとしております。

以上、何とぞよろしく、ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

(大東議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

【日程第15 議案第7号 大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について】

(大東議長) 次に、日程第15 議案第7号「大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、理事者の説明を求めます。

(西岡次長) 議長

(大東議長) 西岡次長

(西岡次長) 議案第7号「大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(案)」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の14ページ及び15ページと、別途お手元に配布しております議案説明資料6ページの概要及び21ページ及び22ページの新旧対照表をご覧ください。

本案は、職員の育児休業につきまして、人事院規則が改正されたことに伴い、「大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例」の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、育児休業の再度の取得等を承認できる「特別の事情」に、保育所等の利用を希望し申し込みを行ったが、入所できず養育に著しい支障が生じる場合を、新たに加えるものでございます。

施行日につきましては、公布の日からとしております。

以上、何とぞよろしく、ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

(大東議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(澤田議員) 議長

(大東議長) 澤田議員

(澤田議員) それでは、自席から質問させていただきます。この条例改正については、当然ながら賛成であるという前提で質問させていただくんですけども、育児休業の今までの実績があった

のかということが1点と、今後、本組合の方は女性の隊員のほうを、15%だったかな、充実のほうに、25%かな、5%、さらに2人ほど拡充していこうという方向性でありますから、いわゆる申請された場合に、今の勤務体制、全職員の体制に対してですね、どのような影響が想定できるのかということをご答弁いただけますか。

(西岡次長) 議長

(大東議長) 西岡次長

(西岡次長) ただ今の質問にご説明いたします。実績でございますが、以前に取得した職員が1名、現在取得中の職員が1名で、両職員とも女性でございます。取得後の体制でございますが、取得した職員が当直勤務者でございました場合、日勤者の職員を当直者に充てがうということになります。女性だけが取るわけではございませんので、様々なことが考えられますが、今後そういうことも踏まえまして、取得に関しては検討していくということでございます。以上でございます。

(澤田議員) 議長

(大東議長) 澤田議員

(澤田議員) 休みを取れる、申し出ることができる風土というのは、非常に大事だと思うんですね。そのルールを条例として定めていくというのはとても大切なことなんですね。ならば、最後まで1点お聞きしますけれども、組合職員全体の職員管理、定数ですね、これは条例で定められているものですが、今後どういった、現状でそのままいくのか、これは消防整備指針に基づいてきますけれども、そういった方針というのは出ているのでしょうか。

(西岡次長) 議長

(大東議長) 西岡次長

(西岡次長) 定数のことでございますが、定数につきましては、現在189名でやっております。広域化後、189名で当面実施して行く予定としております。整備指針上はですね、200名程度となっておりますが、地域の実情等ございますので、広域化でスケールメリットも得ておりますので、その辺広域化のメリットを活かしつつ、消防力の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

(大東議長)

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員でございます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案は、全て議了いたしました。

それでは、閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(大東議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

大東四條畷消防組合議会第1回臨時会を招集をさせていただき、ご提案いたしました各議案等につきまして、慎重にご審議の上、ご議決を賜り、誠に有難うございました。

今議会中に頂きました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に十分に活かしてまいりたいと考えております。今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意いただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうも有難うございました。

(大東議長) 本臨時会の全日程は、滞りなく終了いたしました。

議員各位をはじめ皆様方には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、平成29年大東四條畷消防組合議会第1回臨時会を閉会いたします。ご起立ください。

「礼」「ありがとうございました。」

お疲れ様でした。

【閉会 14時30分】

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 大東 真司

3 番議員 水落 康一郎

5 番議員 大矢 克巳